

鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業の実施について

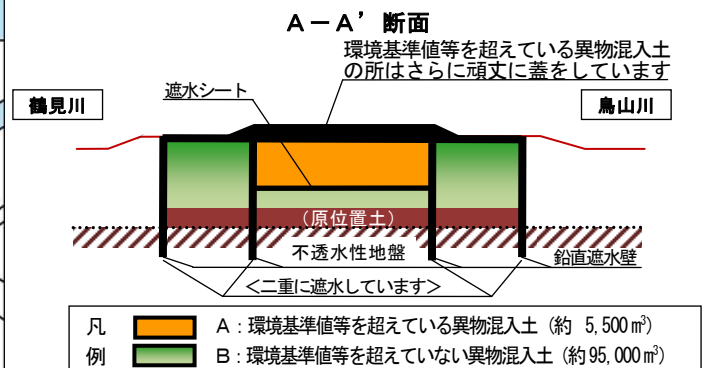
国土交通省が実施した「鶴見川多目的遊水地整備」と本市が実施した「ワールドカップ大橋」の工事で平成11年に確認された、PCB等を含む「異物混入土」の処理については、国土交通省が平成12年に検討委員会を設置し処理技術の検討を進め、平成19年3月には国土交通省と「無害化処理に関する協定書」を締結し、共同事業として進めております。このたび、環境基準値等を超えている「異物混入土」の処理について、環境影響評価等の手続きが完了し、無害化処理の工程等がまとまりましたので、報告します。

1 処理事業の概要

PCB等が混在した「異物混入土」は、平成14年度までに汚染拡散防止対策を行い、現地に一時保管されています。今回は環境基準値等を超えている「一時保管土A」の約5,500m³について、無害化処理を実施するものです。

なお、環境基準値等を超えていない

「一時保管土B」は、技術の経済性・浄化効率等が確立された段階で、無害化処理の方針を検討します。

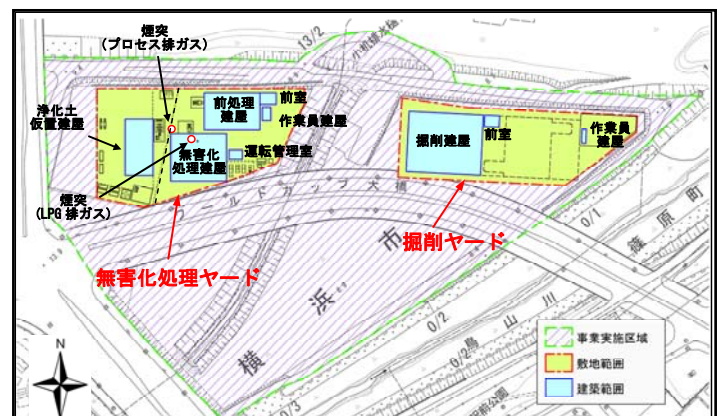


2 無害化処理計画

無害化処理は周辺環境に配慮し、住居、病院等からできる限り離れた計画地の北側で行い、「異物混入土」の掘削から外部処分までの一連の作業は、外にもれないように気圧調整されたテント内で行い、汚染物質等の飛散防止や臭気の漏えい防止に努めます。

また、無害化処理後の浄化物については、産業廃棄物として外部処理します。

無害化処理完了後は処理施設を撤去し、掘削箇所をきれいな土で埋め戻して原状を回復します。

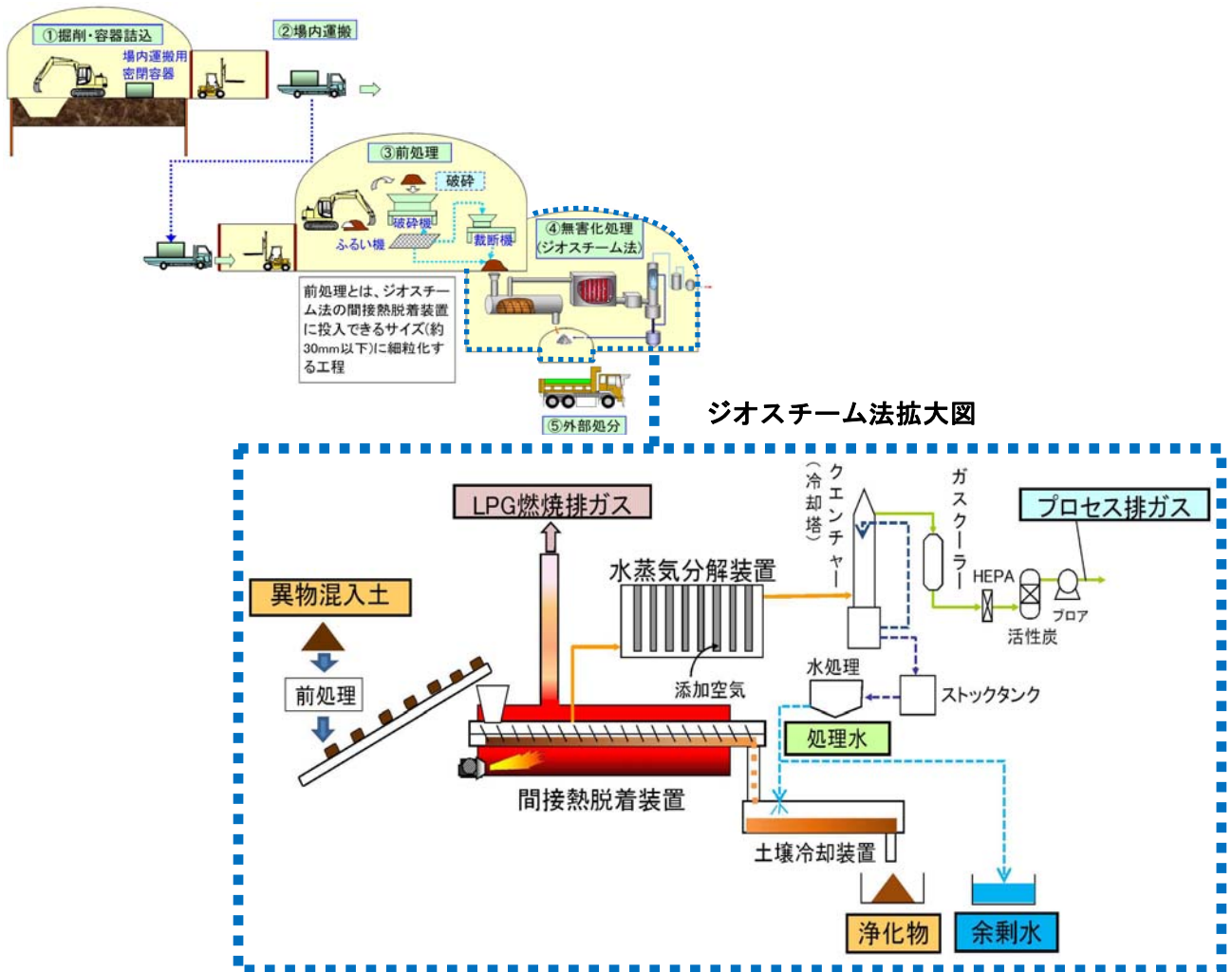


【施設配置図】

3 処理方法

無害化処理は、還元熱化学分解方式の「ジオスチーム法」により行います。

ジオスチーム法は、「異物混入土」を「間接熱脱着装置」で約600℃に加熱し、汚染物質を揮発させて分離し、「水蒸気分解装置」で揮発したガス体を約1,100℃で加熱し、ガス中の有機汚染物質を無害な物質に分解するものです。



4 スケジュール

	平成 23 年度							平成 24 年度											
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設の設置	■																		
無害化処理の実施					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
施設の解体・撤去																■	■	■	■

5 事業費

総事業費 約17億円
 負担割合 国土交通省 81.4% 横浜市 18.6%
 横浜市負担額 3億2千2百万円